

宮城県マンション管理適正化推進計画検討会議開催要綱

(目的)

第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号 以下「法」という。）第3条の2の規定による宮城県マンション管理適正化推進計画（以下「計画」という。）の作成に当たり、広く有識者からの意見聴取を行うため、宮城県マンション管理適正化推進計画検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議は、計画の作成に関することについて、意見聴取を行うものとする。

(構成)

第3条 会議は、土木部長（以下「部長」という。）が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4条 会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。
2 座長は、会議の進行を行う。
3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は部長が招集する。
2 部長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、宮城県土木部建築宅地課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に会議の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。

宮城県マンション管理適正化推進計画検討会議 構成員

氏名	所属・役職	備考
ほりさわ あきお 堀澤 明生	東北大学大学院法学研究科 准教授	座長 学識経験者
たかはし えつこ 高橋 悦子	一般社団法人 宮城県マンション管理士会 会長	副座長 関係団体
あべ かつとし 阿部 克敏	多賀城市 都市産業部次長兼都市計画課長	関係団体 (行政機関)
ささき しゅうご 佐々木 修吾	一般社団法人 マンション管理業協会東北 支部 陽光ビルサービス株式会社 マンション事 業部MAサポート課 課長	関係団体
はたなか やすはる 畑中 泰治	特定非営利活動法人 東北マンション管理 組合連合会 常務理事	関係団体
よこやま けいじ 横山 啓治	大崎市 建設部建築指導課長	関係団体 (行政機関)

※ 敬称略・座長・副座長・以下50音順

※ 行政機関の構成員は、代理出席も可とする。